

## 花巻市情報公開審査会・花巻市個人情報保護審査会 会議録

### 1 開催日時

令和元年5月15日（水） 午後2時～午後2時50分

### 2 開催場所

花巻市役所本庁舎3階 302・303会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員 5名

安部 修司 委員（弁護士）

岩渕 満智子 委員（行政相談員）

高橋 佳代子 委員（花巻地区赤十字奉仕団副委員長）

高橋 秀憲 委員（学校法人富士大学教授）

似内 裕司 委員（花巻機械金属工業団地組合専務理事）

#### (2) 事務局 5名

市村 律 総合政策部長

富澤 秀和 総務課長

千葉 孝典 総務課長補佐

安部 慎司 総務課法規文書係長

渡邊 堯史 総務課法規文書係主任

### 4 報告

(1) 平成30年度情報公開制度の利用状況について

(2) 平成30年度個人情報保護制度の利用状況について

(3) その他

### 5 会議録

(富澤総務課長) ただ今より、花巻市情報公開審査会及び花巻市個人情報保護審査会を開会させていただきます。はじめに安部会長よりご挨拶を頂戴いたしますので、よろしく願いいたします。

(安部会長) 委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席賜りまして誠にありがとうございます。こちらの審査会ですが、情報公開条例においては、市民の知る権利の確保のための行政文書の開示等、また、個人情報保護条例においては、市の実施機関が保有する個人情報の開示等への不服申し立てがある場合に、市からの諮問に対して答申を行うという位置づけにあり、市民への権利義務に直接的に関わる部分が役割となっています。

委員の皆様にご協力いただきまして運営させていただきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(富澤総務課長) ありがとうございます。続きまして、市村総合政策部長よりご挨拶を申し上げます。

(市村総合政策部長) 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。委員の皆様方には、日頃より市政の推進に御理解と御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

当市におきましては、開かれた市政を推進するために「花巻市情報公開条例」によりまして、市民の皆さんの知る権利を尊重しております。一方で個人の権利利益を保護するために「花巻市個人情報保護条例」によりまして、個人情報の適正な取扱いに努めているところでございます。

このあと事務局から詳しく説明させますが、情報公開制度の利用状況は、平成30年度の行政文書の開示請求件数は83件でありまして、前年度より減少したものの、5～6年前と比較すると増加傾向にあります。一方の個人情報保護制度の利用状況は、開示請求件数が2件でありまして、平成27年度以降は横ばいで推移しているという状況でございます。

市では、活力ある地域社会の構築、それから市民福祉の向上を図るためには、市民お一人お一人が市政へ参画していただくことが重要となりますことから、「花巻市まちづくり基本条例」におきましても、「情報の公開」と「個人情報の保護」について明記しているところであります。個人情報の取扱いには十分に留意しながら情報公開を進め、今後も市民の皆さんの満足度を高めていく所存でありますので、委員各位のさらなる御指導をお願いしたいと存じます。

本日は、平成30年度の利用状況の報告が主題となりますけれども、忌憚のないご意見を頂戴いたしたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

(富澤総務課長) それでは次第の「3 報告」に入ります。会議の進行につきましては、花巻市情報公開条例第25条第1項及び花巻市個人情報保護条例第46条第1項の規定によりまして会長をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

(安部会長) それではこれより会議に入りたいと思います。まずは報告の「(1) 平成30年度情報公開制度の利用状況について」です。事務局から説明をお願いいたします。

《事務局より、資料に沿って説明》

(安部会長) ご説明ありがとうございます。それでは「(1) 平成30年度情報公開制度の利用状況について」ご質問等ある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

(岩淵委員) 去年の7月に実施された市議会選挙の選挙結果に関して、行政区毎の投票率を市民の皆さんに教えて欲しいと選挙管理委員会へお伝えしたところ、対応いただき、その資料を頂戴しました。このような場合も開示請求に該当す

るのでしょうか。

(渡邊総務課法規文書係主任) そのような情報提供という場合には、開示請求には該当しません。

(安部会長) 昨年度の開示請求件数は、平成29年度に比べると減少しておりますが、その内訳等はさほど特徴的な変化が見られなかったということでしょうか。

(渡邊総務課法規文書主任) そのとおりです。

(高橋(秀)委員) 資料10ページ、No.76の「花巻市で有するすべての行政文書」という請求に対して、決定内容が「請求取り下げ」となっておりますが、取り下げになった経緯について差し支えなければお伺いしてもよろしいでしょうか。

(千葉総務課長補佐) 開示請求について何度かお問い合わせをいただいた中で、最終的には開示請求をするということになり、受付けをすることになりました。しかしながら、その後お話をしているうちに、請求を取り下げたいと申し出があったため、取り下げすることになりました。

(安部会長) 実際には、開示請求の相談を受けている中で、請求までには至らなくなるというケースもあるのでしょうか。

(千葉総務課長補佐) 開示請求の相談を受けた場合、請求内容に関連する担当課へ文書が存在するか確認してから開示請求の受付をしております。開示請求する文書が存在していないことが明らかな場合には、受付をしないケースもあります。

(安部会長) 先ほど高橋(秀)委員から質問があった開示請求に関しては、一旦受付をしてから取り下げに至ったということでしょうか。

(千葉総務課長補佐) そのとおりです。

(安部会長) 他にご質問等がございますか。

(「ありません」の声あり。)

(安部会長) それでは続きまして、「(2)平成30年度個人情報保護制度の利用状況について」事務局より説明をお願いいたします。

《事務局より、資料に沿って説明》

(安部会長) ご説明ありがとうございます。それでは「(2)平成30年度個人情報保護制度の利用状況について」ご質問等ある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

(「ありません」の声あり。)

(安部会長) それでは続きまして「(3)その他」、こちらにつきましては事務局から何かございますでしょうか。

《事務局より、「情報公開制度・個人情報保護制度」(広報はなまき6月1日号原稿)について説明》

(岩淵委員) この広報に掲載される実績は、介護認定に対する不服申立ては、該当しないということでしょうか。

(渡邊総務課法規文書係主任) そのとおりです。

(安部会長) それでは会議につきましては以上になります。委員の皆様、会議の進行に

ご協力いただきまして、ありがとうございました。

(富澤総務課長) 受付窓口を担当する事務局としても非常に悩ましい場面や案件が実際のところがあります。できるだけ知恵を絞って参考事例をもとに適正かつ円滑に事務に当たってまいりたいと思います。それではこれもちまして花巻市情報公開審査会及び花巻市個人情報保護審査会を閉会いたします。どうもありがとうございました。